

第2回幕別町議会臨時会

議事日程

平成15年第2回幕別町議会臨時会
(平成15年5月9日 9時59分 開会・開議)

臨時議長の紹介

臨時議長着席挨拶（臨時議長）

議員自己紹介

町長挨拶

教育委員会委員長、農業委員会会長、代表監査委員の自己紹介

執行機関幹部職員紹介

開会・開議宣言（会議規則第8条, 第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
2番 杉山晴夫 3番 伊東昭雄 4番 瀨瀬太郎
- 日程第3 選挙第1号 議長の選挙
- 日程第4 会期の決定 5月9日（1日間）
- 日程第5 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第6 議席の指定
- 日程第7 常任委員会委員の選任
- 日程第8 議長の常任委員会委員の辞任・正副委員長の互選
- 日程第9 議会運営委員会委員の選任
正副委員長の互選
- 日程第10 議会広報特別委員会の設置
正副委員長の互選
- 日程第11 選挙第3号 東十勝消防事務組合議会議員の選挙
- 日程第12 選挙第4号 十勝環境複合事務組合議会議員の選挙
- 日程第13 選挙第5号 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
- 日程第14 選挙第6号 十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙
- 日程第15 承認第2号 専決処分した事件の承認について
(幕別町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例)
- 日程第16 承認第3号 専決処分した事件の承認について
(幕別町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第17 承認第4号 専決処分した事件の承認について
(平成14年度幕別町一般会計補正予算(第13号))
- 日程第18 承認第5号 専決処分した事件の承認について
(平成14年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第19 承認第6号 専決処分した事件の承認について

(平成15年度幕別町一般会計補正予算(第1号))

- 日程第20 議案第35号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第21 議案第36号 助役の選任につき同意を求めることについて
日程第22 閉会中の継続審査の申出(議会運営委員会)

会 議 録

平成15年第2回幕別町議会臨時会

1. 開催年月日 平成15年5月9日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 5月9日 9時59分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)
議長 本保証喜
1 豊島善江 2 中橋友子 3 野原恵子 4 牧野茂敏 5 前川敏春
6 助川順一 7 堀川貴庸 8 乾 邦広 9 小田良一 10 前川雅志
11 杉山晴夫 12 佐々木芳男 13 古川 稔 14 坂本 偉 15 芳滝 仁
16 中野敏勝 17 永井繁樹 18 伊東昭雄 19 千葉幹雄 20 大野和政
21 瀬瀬太郎
6. 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 小野成義
代表監査 吉川 宏 教育委員長 辺見政孝 教 育 長 沢田治夫
農業委員会会長 上田健治 総務部長 新屋敷清志 企画室長 金子隆司
民生部長 石原尉敬 経済部長 中村忠行 建設部長 三井 巖
教育部長 高橋平明 札内支所長 瀬瀬良征 総務課長 増子一馬
企画参事 菅 好弘 町民課長 熊谷直則 税務課長 久保雅昭
保健福祉センター所長 佐藤昌親
農林課長 高橋政雄 商工観光課長 本保 武 土木課長 田中光夫
土地改良課長 土井昌一 施設課長 小野典昭 水道課長 前川満博
都市計画課長 藤内和三 糠内出張所長 横山義嗣 会計課長 平野利夫
車両センター所長 橋本孝男 経済部参事 古川耕一 学校教育課長 飛田 栄
生涯学習課長 堂前芳昭 農業委員会事務局長 長屋忠弘
7. 職務のため出席した議会事務局職員
課長 平田正一 係長 澤部紀博 主査 田村優子
8. 議会提出議案
選挙第1号 議長の選挙
選挙第2号 副議長の選挙
常任委員会委員の選任
議長の常任委員会委員の辞任・正副委員長の互選
議会運営委員会委員の選任
正副委員長の互選
議会広報特別委員会の設置
正副委員長の互選
選挙第3号 東十勝消防事務組合議会議員の選挙
選挙第4号 十勝環境複合事務組合議会議員の選挙
選挙第5号 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
選挙第6号 十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙
閉会中の継続審査の申出（議会運営委員会）

9. 町提出議案

- 承認第2号 専決処分した事件の承認について
(幕別町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例)
- 承認第3号 専決処分した事件の承認について
(幕別町税条例の一部を改正する条例)
- 承認第4号 専決処分した事件の承認について
(平成14年度幕別町一般会計補正予算(第13号))
- 承認第5号 専決処分した事件の承認について
(平成14年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第4号))
- 承認第6号 専決処分した事件の承認について
(平成15年度幕別町一般会計補正予算(第1号))
- 議案第35号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第36号 助役の選任につき同意を求めることについて

10. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

11. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

2番 杉山晴夫 3番 伊東昭雄 4番 額瀨太郎

議 事 の 経 過

(平成15年5月9日 9:59 開会・開議)

[臨時議長の紹介]

- 事務局(平田正一) 本臨時会は、一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっておりますので、年長の佐々木議員をご紹介します。
- 佐々木議員、議長席へどうぞ。

[臨時議長挨拶]

- 臨時議長(佐々木芳男) ただいまご紹介いただきました佐々木でございます。
- 器ではございませんが、地方自治法第107条の規定によって、議長選出の終わるまでの間、臨時に議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

[議員自己紹介]

- 臨時議長(佐々木芳男) お諮りいたします。
- このたびの選挙において、お互いに当選の荣誉に輝き、議席を得たのでありますが、初対面の方もありますので、ここで住所、氏名など簡単な自己紹介をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- (異議なしの声あり)
- 臨時議長(佐々木芳男) 異議がないようでございますので、杉山議員から順次自己紹介をお願いいたします。
- 2番(杉山晴夫) 札内青葉町の杉山晴夫でございます。よろしくお願いいたします。
- 3番(伊東昭雄) 日新の伊東昭雄でございます。よろしくお願いいたします。
- 4番(瀨瀬太郎) 錦町の瀨瀬太郎です。よろしくお願いいたします。
- 5番(古川 稔) 相川の古川稔です。よろしくお願いいたします。
- 6番(中野敏勝) 札内あかしや町の中野敏勝です。よろしくお願いいたします。
- 7番(野原恵子) 旭町の野原恵子です。よろしくお願いいたします。
- 8番(本保証喜) 駒島の本保証喜です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 9番(小田良一) 中央町の小田良一です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 10番(大野和政) 依田の大野和政です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 11番(牧野茂敏) 古舞の牧野茂敏です。よろしくお願いいたします。
- 12番(千葉幹雄) 錦町に住まいをしております千葉幹雄でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 13番(坂本 偉) 新川の坂本偉です。よろしくお願いいたします。
- 14番(前川敏春) 明倫の前川敏春です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 15番(助川順一) 猿別の助川順一です。よろしくお願いいたします。
- 16番(乾 邦広) 途別の乾邦広です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 17番(中橋友子) 札内桂町の中橋友子です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 18番(芳滝 仁) 札内桂町、芳滝仁です。よろしくお願いいたします。
- 19番(豊島善江) 札内若草町の豊島善江です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 20番(永井繁樹) 本町の永井繁樹です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 21番(前川雅志) 旭町の前川雅志です。どうぞよろしくお願いいたします。

○22番（堀川貴庸） 札内春日町の堀川貴庸です。どうぞよろしく願いいたします。

[町長挨拶]

○臨時議長（佐々木芳男） それでは、ここで町長からご挨拶をいただきます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 改めまして、皆さん、おはようございます。

統一地方選挙が終わりまして、本日、改選後、初の議会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

はじめに、多くの町民の皆さんの期待を担って、議席を得られました議員の皆さんに心からお祝いとお喜びを申し上げます。

私もこのたびの町長選挙におきまして、無投票により当選、二期目の栄に浴させていただきました。このことは皆さんをはじめ、多くの町民の方々の暖かいご支援の賜物であると、深く感謝いたしているところであります。

ただ、無投票による当選といいましても、決して白紙委任を受けたものとは思っておりませんし、一期目の町政執行のすべてが認められたものとは思っておりません。二期目に当たり、もとより未熟な私ではありますが、皆さんからお寄せいただきました信頼と期待に応えるため、町民と協働の町づくりを理念に、幕別町の第四期総合計画の実現に向け、公正で清潔な町政の推進になお一層努力をいたしてまいりたいと考えているところであります。

昨今の地方自治体を取り巻く行財政環境は極めて厳しいものがあります。中でも財政状況はかつてない危機的な状況にあり、さらには地方分権時代を迎え、市町村合併などの課題も抱えておりますが、今後とも議会をはじめ、町民の皆さんのご理解とご指導をいただきながら、職員ともども全力を傾注してまいりたいと考えております。

どうか議員の皆さんの暖かいご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、誠に簡単ではありますが、再任に当たりまして一言ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

[教育委員会委員長・代表監査委員・農業委員会会長の紹介]

○臨時議長（佐々木芳男） 次に、教育委員会委員長、代表監査委員、農業委員会会長がおられますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

はじめに教育委員会委員長よりお願いいたします。

○教育委員会委員長（辺見政孝） 幕別町教育委員会の委員長を務めております辺見でございます。よろしく願いいたします。

○臨時議長（佐々木芳男） 代表監査委員、お願いします。

○代表監査委員（吉川宏） 幕別町の代表監査委員を務めております吉川でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○臨時議長（佐々木芳男） 農業委員会委員長、お願いします。

○農業委員会会長（上田健治） 農業委員会の会長を務めております上田健治です。よろしく申し上げます。

[執行機関幹部職員紹介]

○臨時議長（佐々木芳男） 続きまして、執行機関幹部職員の紹介をお願いいたします。

西尾助役。

○助役（西尾治） 特別職並びに管理職職員の紹介をさせていただきます。お手元に職員の名簿を配布させていただいておりますので、その名簿によりまして紹介をさせていただきますと思います。

最初に、特別職でございますが、収入役 小野成義、教育長 沢田治夫、総務部長 新屋敷清志、経済

部長 中村忠行、民生部長 石原尉敬、企画室長 金子隆司、建設部長 三井巖、札内支所長 額瀨良征、教育部長 高橋平明。消防長 本間哲也。

続きまして課長職でございますが、総務部総務課長 増子一馬、企画室参事 菅好弘、総務部税務課長 久保雅昭、民生部保健福祉センター所長 佐藤昌親、民生部町民課長 熊谷直則、糠内出張所長 横山義嗣、出納室会計課長 平野利夫、経済部農林課長 高橋政雄、経済部土地改良課長 土井昌一、経済部商工観光課長 本保武、建設部土木課長 田中光夫、建設部都市計画課長 藤内和三、建設部施設課長 小野典昭、建設部車両センター所長 橋本孝男、水道部水道課長 前川満博、議会事務局議事課長 平田正一、農業委員会事務局長 長屋忠弘、教育委員会学校教育課長 飛田栄、教育委員会生涯学習課長 堂前芳昭、給食センター所長 加藤光人、監査委員会事務局長 長谷繁につきましては本日出張のため、欠席をいたしております。経済部参事 古川耕一、幕別消防署署長 穴吹良行。私、助役の西尾でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

[開会・会議宣告]

- 臨時議長（佐々木芳男） それでは、ただいまから、平成15年第2回幕別町議会臨時会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

- 臨時議長（佐々木芳男） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布しておりますのでご覧いただきます。

[仮議席の指定]

- 臨時議長（佐々木芳男） 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

[会議録署名議員の指名]

- 臨時議長（佐々木芳男） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第120条規定により、臨時議長において、2番杉山議員、3番伊東議員、4番額瀨議員を指名いたします。

[議長選挙～指名推薦]

- 臨時議長（佐々木芳男） 日程第3、選挙第1号、議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり）
- 臨時議長（佐々木芳男） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり）
- 臨時議長（佐々木芳男） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。議長に、本保証喜議員を指名いたします。お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました本保証喜議員を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○臨時議長(佐々木芳男) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました本保証喜議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選された、本保証喜議員が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長に当選された本保証喜議員から発言を求められておりますので、これを許します。

本保証喜議員。

○議長当選人(本保証喜) (登壇) 一言ご挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。

はじめに、このたびの選挙で再選を果たされました岡田町長、そして議員の皆さん、当選、誠におめでとうございます。

ただいま、不肖、私が議員の皆様方のご推挙によりまして、本町議会議長の再任をさせていただきましたことに、誠に身にあまる光栄と同時に、その責任の重大さを痛感いたしているところでございます。

私は、自らの浅学非才を顧みまして、その器ではございませんが、ここに皆様の推薦を受けましたうちは一身を呈して議員各位のご指導、ご協力をいただきながら、中立公正な立場で町政の推進発展と健全で円滑な議会運営に全知全能を傾けてまいりたい、このように思っております。

何とぞ、先輩、同僚の皆様、理事者各位、そして多くの町民の皆様方の暖かいご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます、一言就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

○臨時議長(佐々木芳男) これで、臨時議長の任務は全部終了いたしました。

ご協力、誠にありがとうございました。

本保証喜議長、議長席にお着き願います。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

[議長・議長席に着席]

○議長(本保証喜) 休憩前に引き続き会議を開きます。

[会期の決定]

○議長(本保証喜) 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

[副議長の選挙]

○議長(本保証喜) 日程第5、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。
指名の方法については議長が指名することにしたいと思っております。
これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。
副議長に、額額太郎議員を指名いたします。
お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました額額太郎議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました額額太郎議員が副議長に当選されました。
ただいま、副議長に当選された額額太郎議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。
副議長に当選された額額太郎議員から発言を求められておりますので、これを許します。
額額太郎議員。

○副議長当選人(額額太郎) (登壇) 大変貴重な時間をお借りして、一言副議長の就任のご挨拶を申し上げます。

今回の改選におかれまして、皆様のご当選、誠にありがとうございます。不肖、私がこのたび副議長としての任務を果たすことに相成りました。議長ともども、議会運営の円滑化、そして住みよい、明るい、そして町づくりのため、全身全霊、一生懸命頑張りたいと、かように思っております。

皆様のご指導、ご鞭撻のほど、何とぞよろしくお願いいたします。よろしく申し上げます。

(拍手)

[議席の指定]

○議長(本保証喜) 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長が指定いたします。

なお、会議規則運用内規によって、議長席は最終番、副議長席は最終番より2番目と定められておりますので、申し添えておきます。

それでは、氏名と議席番号を職員に朗読させます。

○事務局(平田正一) 申し上げます。

1番豊島議員、2番中橋議員、3番野原議員、4番牧野議員、5番前川敏春議員、6番助川議員、7番堀川議員、8番乾議員、9番小田議員、10番前川雅志議員、11番杉山議員、12番佐々木議員、13番古川議員、14番坂本議員、15番芳滝議員、16番中野議員、17番永井議員、18番伊東議員、19番千葉議員、20番大野議員、21番額額議員、22番本保証議員、以上です。

○議長(本保証喜) ただいま、朗読したとおり議席を指定いたします。

指定した議席に移動、着席をお願いいたします。

若干休憩いたします。

(休憩)

(議席移動)

(再開)

○議長(本保証喜) 休憩前に引き続き会議を開きます。

[常任委員の選任]

○議長（本保証喜） 日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名いたします。

事務局に朗読をさせます。

○事務局（平田正一） 朗読いたします。

総務文教常任委員会委員に、3番野原議員、8番乾議員、12番佐々木議員、13番古川議員、15番芳滝議員、18番伊東議員、21番瀬瀬議員、22番本保議員、以上8名です。

次に、民生常任委員会委員に、1番豊島議員、4番牧野議員、6番助川議員、7番堀川議員、16番中野議員、17番永井議員、20番大野議員、以上7名です。

次に、産業建設常任委員会委員に、2番中橋議員、5番前川敏春議員、9番小田議員、10番前川雅志議員、11番杉山議員、14番坂本議員、19番千葉議員、以上7名です。

以上で朗読を終わります。

○議長（本保証喜） ただいま朗読いたしましたとおり、各常任委員会委員を指名いたしましたと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

[議長の常任委員会委員の辞任]

○議長（本保証喜） 申し上げます。私は、総務文教常任委員会に所属いたしましたが、議長の職席上、常任委員を辞任したいと思い、辞任願いを提出いたします。

なお、この場合、私は除斥の対象となりますので退席をいたします。

副議長、議長席に着席願います。

ここで暫時休憩をいたします。

（休憩）

（議長退席）

（再開）

[副議長、議長席に着席]

○副議長（瀬瀬太郎） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議長の常任委員会委員の辞任の件を議題といたします。

ただいま、総務文教常任委員に選任されました議長から、常任委員の辞任願いが提出されました。

議長は、各委員会へ出席権が与えられていること、本会議における可否同数の際の採決権などを有しており、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、総務文教常任委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りいたします。

本件は、申出のとおり辞任することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（瀬瀬太郎） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務文教常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ここで議長職を交代いたしますので、暫時休憩いたします。

（休憩）

(議長入室)

(再開)

[議長、議長席へ]

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先に決定いたしました各常任委員会で会議を開催いたしますので、暫時休憩をいたします。

(休憩)

(再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま各常任委員会から、正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので報告いたします。

総務文教常任委員会。委員長に古川稔議員、副委員長に乾邦広議員。

民生常任委員会。委員長に永井繁樹議員、副委員長に助川順一議員。

産業建設常任委員会。委員長に千葉幹雄議員、副委員長に前川敏春議員。

以上のとおり、各常任委員会の正副委員長が決定いたしました。

○議長（本保証喜） 日程第9、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名いたします。

事務局に朗読させます。

○事務局（平田正一） 朗読いたします。

議会運営委員に、2番中橋議員、6番助川議員、8番乾議員、12番佐々木議員、13番古川議員、14番坂本議員、17番永井議員、19番千葉議員、以上8名です。

○議長（本保証喜） ただいま朗読しましたとおり、議会運営委員会委員を指名いたしましたと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休憩をいたします。

(休憩)

(再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会から、正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので報告いたします。

委員長に中橋友子議員、副委員長に坂本偉議員。

以上のとおり、議会運営委員会の正副委員長が決定いたしました。

この際、11時5分まで休憩をいたします。

(10:50休憩)

(11:05再開)

[特別委員会の設置]

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議会広報特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしましたとおり、名称、目的、定数、期間、閉会中の継続審査などを定めた議会広報特別委員会を設置することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので指名いたします。

事務局に朗読させます。

○事務局（平田正一） 朗読いたします。

議会広報特別委員会委員に、3番野原議員、4番牧野議員、5番前川敏春議員、18番伊東議員、21番額綱議員、以上5名です。

○議長（本保証喜） ただいま朗読いたしましたとおり、議会広報特別委員会委員を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を、議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会広報特別委員会を開催いたしますので、暫時休憩をいたします。

（休憩）

（再開）

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会広報特別委員会から、正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので報告いたします。

委員長に伊東昭雄議員、副委員長に野原恵子議員。

以上のとおり、議会広報特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしました。

[一部事務組合議会議員の選挙]

○議長（本保証喜） 日程第11、選挙第3号、東十勝消防事務組合議会議員の選挙から、日程第14、選挙第6号、十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙まで、一括して選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、指名推薦にいたしたいと思いますですが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、事務局に朗読させます。

○事務局（平田正一） 朗読いたします。

東十勝消防事務組合議会議員に、8番乾議員、11番杉山議員、14番坂本議員、16番中野議員、以上4名です。

次に、十勝環境複合事務組合議会議員に議長、十勝圏複合事務組合議会議員に同じく議長、十勝中部広域水道企業団議会議員に同じく議長、以上でございます。

○議長（本保証喜） ただいま朗読しましたとおり、選挙第3号、東十勝消防事務組合議会議員の選挙から、

選挙第6号、十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙までについて、指名をいたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を、当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が各組會議員に当選されました。

[付託省略]

○議長(本保証喜) お諮りいたします。

日程第15、承認第2号から、日程第21、議案第36号までの7議件については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、日程第15、承認第2号から、日程第21、議案第36号までの7議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(本保証喜) 日程第15、承認第2号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾治) 承認第2号、専決処分した事件の承認につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

本専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成15年3月31日に公布され、4月1日から適用されることに伴いまして、特別土地保有税審議会条例を廃止する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をいたしましたものであります。

特別土地保有税につきましては、昭和48年度に土地登記の抑制及び土地供給の促進を目的といたしまして創設されましたが、現下の厳しい経済情勢等に鑑みまして、平成15年度以降、新たな課税は行わないこととされました。

ただし、現在徴収猶予中のものは、免除されるものではありませんので、引き続き徴収猶予中の土地について、徴収猶予の停止ですとか、納税義務の免除などの事務が発生をいたします。

免除土地に係ります納税義務の免除の認定につきましては、特別土地保有税審議会への付議要件が廃止をされまして、市町村長の判断で免除できることとなりました。これに伴いまして、特別土地保有税審議会を廃止することとしたものであります。

なお、本条例の適用日につきましては、平成15年4月1日からであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(本保証喜) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第16、承認第3号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾治) 承認第3号、専決処分した事件の承認につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

なお、説明資料のほか、改正概要をお配りしているかと思っておりますけれども、改正概要の方で説明をさせていただきたいと思っております。

本専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成15年3月31日に公布されまして、4月1日から適用されることに伴いまして、幕別町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をいたしましたものであります。

今回の改正につきましては、個人町民税、固定資産税、たばこ税及び特別土地保有税が主たるものであります。

改正の主な内容につきましては、個人町民税関係では、道民税の配当所得割、株式等譲渡所得割制度の創設、配偶者控除に上乘せして適用されておりました配偶者特別控除の廃止などでありまして、

固定資産税関係では、宅地に係る税負担の調整措置の改正、地価の下落した土地に係る価格の特例の延長などでありまして、

次に、たばこ税関係では、税率の引き上げ、特別土地保有税関係では、平成10年度以降の課税の停止であります。

以下、先ほど申し上げましたように、改正概要に沿ってご説明をさせていただきます。

最初に概要の1ページをご覧くださいと思っております。

個人町民税についての改正であります。改正項目の1点目及び2点目、条例第34条の8につきましては、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除の規定であります。個人投資家の積極的な市場参加を促すという観点から、平成16年1月1日から源泉徴収のみで納税を完了する仕組みが導入されまして、道民税の配当割及び株式等譲渡所得割が創設されますが、投資家が申告をした場合には所得割の額から配当割額又は株式等譲渡所得割額を控除する規定の創設であります。

改正につきましては、従前との比較でございますけれども、摘要欄を参照していただければ改正概要がご理解いただけるかというふうに思います。

次に条例附則第19条につきましては、概要の2ページになりますけれども、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について規定したものであります。所有期間が1年を超える上場株式を譲渡した場合の100万円控除の廃止と、住民税6%の暫定税率を廃止するものであります。

なお、配当割、株式等譲渡所得割につきましては、所得の10%が源泉徴収されまして、うち配当割・株式等譲渡所得割が3%となりまして、その額の3分の2が町に交付されることとなります。

次に、改正項目の3点目、条例附則第21条の2につきましては、先物取引に係る雑所得等に係る課税の特例について規定したものでございます。適用対象といたしまして平成16年1月1日以後に証券取引法に規定する有価証券等先物取引をし、かつ、有価証券等先物取引の差金等決済をした場合の差金等決済に係る有価証券等先物取引による事業所得及び雑所得に加えることとし、総合課税を分離課税とする適用期限を廃止し、税率を改正するものであります。

次に条例附則第21条の3につきましては、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除についての規定であります。平成15年1月1日以後に先物取引に係る差金等決済をしたことによりまして生じた損失の金額は、その損失が生じた翌年度以後3年内の各年分の先物取引に係る雑所得等の金額から繰越控除を認める規定の創設であります。

次に3ページをお開きいただきたいと思っております。改正項目の4点目につきましては、配偶者特別控除の廃止についてであります。所得控除で定める、自己と生計を一にする配偶者で配偶者特別控除のうち控除対象配偶者について上乘せをして適用される部分の控除を廃止するものでありまして、所得税につきましては平成16年分から、住民税につきましては平成17年度分から適用となるものであります。

次に、法人町民税についての改正ですが、条例第31条につきましては、法人税の均等割の税率について規定したものでありますが、法人である政党又は政治団体につきましては、収益事業を行わない限り、均等割の非課税措置を講ずるとしたものであります。

次に4ページをお開きいただきたいと思ひます。

次に固定資産税の改正についてであります。改正項目の1点目、条例附則第11条、12条、12条の2につきましては、宅地に係る税負担の調整措置について規定したものでありますけれども、負担水準のばらつきを解消するため、負担水準の均衡化を促進する措置を平成12年度の評価替えに引き続き実施するもので、商業地等につきましては、負担水準の上限70%を継続するものであります。

次に条例第13条の3につきましては、5ページになりますけれども、価格が著しく下落した土地に対して課する固定資産税の特例についての規定でございますけれども、土地の負担水準が商業地等は45%以上、小規模住宅用地は55%以上、一般住宅用地は50%以上であり、その土地の3年間の評価額の下落率が15%以上の場合、税額が据え置かれるというふうに変更したものであります。

次に6ページをお開きいただきたいと思ひますが、次に、改正項目の2点目、条例附則11条の2につきましては、平成16年度又は平成17年度における土地の価格の特例についての規定であります。固定資産税の評価額は、基準年度（平成15年度）の価格を3年間据え置くこととされてはいますが、据置年度である平成16年度及び平成17年度に下落傾向が見られる場合は、価格の修正を行うことができるという措置の継続であります。

次に、改正項目の3点目、条例附則第13条につきましては、農地に対する固定資産税の特例についての規定でありますけれども、農地に対する負担水準に応じた税負担の調整措置を平成17年度までに延長するものであります。

次に、改正項目の4点目、条例附則第13条の2につきましては、市街化区域農地に課する課税の特例についての規定でありますけれども、課税標準額を評価額の3分の1とし、一般農地と同様の負担調整を講ずる特例の創設であります。

次に7ページをご覧くださいと思ひます。

軽自動車税の改正についてであります。条例附則第87条、第89条、第90条及び第91条につきましては、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書につきまして、様式の統一化による国民負担の軽減と事務効率化を図るための改正に伴いまして、今まで条例で定めていたものが総務省令で定めることとなったことによる条文の整理、引用条項の改正であります。

次に、町たばこ税の改正についてであります。条例第95条及び附則第16条の2につきましては、たばこ税の税率の規定であります。平成15年7月1日以降に売り渡しが行われた製造たばこにつきましては、1,000本につき309円引き上げ、額としては2,977円に、旧3級品については、146円引き上げ1,412円とするものであります。

8ページをお開きいただきたいと思ひます。

次に、特別土地保有税の改正についてであります。条例附則第14条の2につきましては、特別土地保有税の課税の停止についての規定であります。当分の間、15年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税を課さないとする規定の創設であります。

ただし、現在徴収猶予中のものは、免除されるものではありませんので、引き続き徴収猶予中の土地について、徴収猶予の停止ですとか、納税義務の免除という事務が発生をいたしてまいります。

なお、本条例の適用日は、平成15年4月1日ですが、それぞれの税目に係る適用及び経過措置につきましては、附則に規定をいたしたところであります。

以上で説明を終らせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（本保征喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○17番（中橋友子） 概要の説明書の中の3ページ。4、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止についてということでありまして、これは国の法改正の中で今非常に不況下のもとで、それぞれ町民の苦しい現状があるのですが、その中で増税になっていくという改定でありまして、専決でありますからその内容だけについて知りたいということでお尋ねするのですけれども、この場合に配偶者の上乗せの部分の廃止ということになりますと、うちの町民でどのぐらい対象となる人が出てくるのか、影響額は全体でどのぐらいになるのか、お尋ねいたします。

○議長（本保証喜） 税務課長。

○税務課長（久保雅昭） 配偶者特別控除の上乗せの部分の廃止ということでありましてけれども、今回控除対象配偶者の上乗せしている部分の配偶者特別控除の廃止ということでありましてけれども、14年度の課税状況から推測いたしますと該当者がおよそ2,500名程度。金額にいたしまして2,000万円から2,500万円程度の影響が出てくるのではないかなというふうに考えております。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第17、承認第4号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 承認第4号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をいたしましたので、報告し承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成14年度幕別町一般会計補正予算であります。

お配りしております2ページをお開きいただきたいと思います。

平成14年度幕別町一般会計補正予算（第13号）。本予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,445万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億2,748万7,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

続きまして地方債の変更でございますが、5ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の補正、変更でございます。稲志別近隣センター建設事業から農業施設等単独災害復旧事業まで、21事業についての変更でございます。

今回の変更につきましては、財源対策債の調整分として各事業の一般財源部分に充当すべく、1億260万円が財源対策債調整分として措置されておりますから、この分と合わせまして総額では1億610万円の増額となるものでございます。先ほど言いましたように、大半が財源対策債分の調整分としての増額変更でございます。

その他につきましては、事業費の確定に伴います起債の増でございます。

次に、歳出でございますが、16ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、17目基金管理費、10万円の追加補正でございます。奨学資金基金積立金へ積み立てるものでございまして、財源は町に寄せられました寄付金をもって積み立てるものでございます。

次のページになりますが、3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉費、165万6,000円の減額補正で
ございます。介護保険特別会計への繰出金の減額でございます。

3項災害救助費、1目災害救助費、538万円の減額補正でございます。災害弔慰金ほか、対象となる案件
がなかったことによります減額補正でございます。

次に18ページになりますが、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、751万7,000円の減額補正でござ
います。中小企業にかかわります利子補給、あるいは保証料等にかかわります補助金の確定に伴う減額補
正でございます。

次に歳入でございますが、6ページをお開きいただきたいと思います。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、1,134万1,000円の追加でございます。
額の確定に伴う追加補正でございます。

2項地方道路譲与税、1目地方道路譲与税、1,756万3,000円の追加でございます。同様に額の確定によ
る追加補正でございます。

5款ゴルフ場利用税交付税、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、174万1,000円の
追加補正でございます。ゴルフ場利用者の人数確定に伴います追加補正でございます。

次のページになりますが、6款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付
金、856万5,000円の減額補正でございます。自動車の販売がおもしく伸びていないことから、取得税の
交付金につきましても減額補正をさせていただくものでございます。

8款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、538万7,000円の追加でございます。
額の確定によるものでございます。

次のページになりますが、9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、302万9,000円の減額補
正でございます。特別交付税の額の確定に伴う減額でございます。

14款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金、375万円の減額補正でございます。歳出でご説明しま
したように、災害弔慰金の該当がなかったことによる歳出の減に伴う減額補正でございます。

次のページになりますが、16款寄付金、1項寄付金、2目総務費寄付金、10万円の追加補正でございます。
積立をさせていただきました財源に充当させていただいたものでございます。

次のページになりますが、17款繰入金、1項基金繰入金、1目減債基金繰入金、1億4,134万1,000円の減
額補正でございます。今回の財源調整によりまして、当初減債基金より繰入れておりました基金を逆にこ
こで繰入れる形にするものでございます。

なお、今回の措置によりまして14年度末におけます減債基金の現在額でございますが、10億9,337万5,000
円となるものでございます。

次のページになりますが、20款町債、1項町債、補正額1億610万円でございます。1目の総務債から8目
の災害復旧債まで、先ほど前段、地方債の補正でご説明申し上げましたとおり財源対策債にかかる調整分
として1億200万円ほど追加になっておりますことと、額の確定に伴います地方債の増額補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のうえ、承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

この際、13時まで休憩をいたします。

(11:39休憩)

(13:00再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18、承認第5号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 承認第5号、専決処分した事件の承認につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をいたしましたので、報告し承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成14年度幕別町介護保険特別会計補正予算であります。

2ページになりますけれども、平成14年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,027万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,551万4,000円と定めるものでございます。補正後の款項等の区分につきましては3ページ、4ページに記載をしております第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に歳出からご説明をさせていただきます。10ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、617万1,000円の減額補正でございます。給付事業の確定に伴います減額補正でございます。

2目施設介護サービス給付費、708万8,000円の減額補正でございます。1目同様の介護サービス給付費の確定に伴う減額補正でございます。今回の減額補正によりまして予算に対する執行率が92%となるものでございます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、1万1,000円の追加でございますが、件数の増に伴います手数料の増額補正でございます。

次に12ページ、4款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、296万9,000円の追加補正でございます。先ほど歳出で減額しました部分につきまして、介護給付費準備基金に積立てをするものでございます。

次、歳入でございますが、5ページをお開きいただきたいと思います。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、67万円の追加でございます。給付費の全体の16.64%を保険料で賄うものでございます。

次のページになりますが、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、265万円の減額です。歳出の減に伴います負担部分の減額補正でございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金、61万5,000円の減額補正でございます。国庫支出金につきましては全体の25.36%を賄うものでございます。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、437万2,000円の減額補正でございます。歳出の減に伴う減額補正でございます。全体の33.0%をこの歳入により賄うものでございます。

6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、165万6,000円の減額です。国庫支出金同様、歳出の減に伴います減額補正でございます。負担率は12.5%であります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、165万6,000円の減額補正でございます。一般会計部分につきましては町負担12.5%分でございますが、歳出の減に伴う減額補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第19、承認第6号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾治) 承認第6号、専決処分した事件の承認につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

地方自治法179号第1項の規定によりまして専決処分をいたしましたので、報告し承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成15年度幕別町一般会計補正予算でございます。

次のページ、2ページをお開きいただきたいと思います。

平成15年度幕別町一般会計補正予算(第1号)でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ301万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億7,220万8,000円と定めるものでございます。補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に歳出からご説明申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、16目諸費、301万1,000円の追加補正でございます。幕別町の名誉町民でございます大石忠夫氏が4月11日にお亡くなりなられましたことから、4月15日、名誉町民条例に基づきまして町葬を執行したところでございまして、その町葬に係る執行経費でございます。需用費につきましては、印刷製本費はしおりの印刷1,200部にかかわる部分でございます。役務費につきましては、新聞に対する広告料、14節使用料及び賃借料でございますが、主な歳出につきましては祭壇の借上げにかかわります部分が歳出の主な中身となっております。

歳入でございますが、前のページをお開きいただきたいと思います。

1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税、301万1,000円の追加補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本保証喜) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

[監査委員の選任]

○議長(本保証喜) 日程第20、議案第35号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

大野和政議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(大野議員退場)

○議長(本保証喜) 説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 議案第35号、監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご

説明申し上げます。

本件は、前監査委員でありました坂下庄蔵氏の後任として、幕別町字依田117番地、大野和政氏を選任いたしたく、同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の25ページに記載をいたしておりますのでご参照いただき、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（本保証喜） 本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

この際、除斥議員入場のため、暫時休憩をいたします。

（休憩）

（大野議員入場）

（再開）

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を続けます。

[助役の選任]

○議長（本保証喜） 日程第21、議案第36号、助役の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第36号、助役の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、現助役の西尾治君が、5月12日をもちまして任期満了となりますことから、引き続き同君を再任いたしたく、同意を求めるものであります。

なお、同君の経歴などにつきましては、議案説明資料の26ページに記載をいたしておりますのでご参照いただき、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（本保証喜） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は、21人であります。

投票用紙を配布いたさせます。

（投票用紙配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は○印を、本案は否とする諸君は×印を記載の上、職員の点呼に応じて、順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

○事務局（平田正一） 議席番号とお名前を申し上げます。

1番豊島議員、2番中橋議員、3番野原議員、4番牧野議員、5番前川敏春議員、6番助川議員、7番堀川議員、8番乾議員、9番小田議員、10番前川雅志議員、11番杉山議員、12番佐々木議員、13番古川議員、14番坂本議員、15番芳滝議員、16番中野議員、17番永井議員、18番伊東議員、19番千葉議員、20番大野議員、21番額部議員。

○議長（本保証喜） 投票漏れはありますか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に豊島議員及び中橋議員を指名いたします。

よって、両議員の立会をお願いいたします。

（開票）

投票の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成21票、反対ゼロであります。

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩）

（再開）

○議長（本保証喜） 休憩を閉じて再開いたします。

[助役あいさつ]

○議長（本保証喜） ここで、ただいま助役に選任されました西尾治君より発言を求められておりますので、これを許します。

西尾治君。

○助役（西尾治） ただいま、助役選任にご同意を賜りまして誠にありがとうございます。前段、町長が述べましたように、今、地方自治体のおかれている環境、大変厳しいものがございます。特に年々地方交付税が減額されておまして、本当に財政も先が見えない状況でありますし、町村合併等、取り組む課題本当にたくさんございます。これらの解決の仕方によっては、町の将来を左右しかねない極めて大切な時期にあるのだろうというふうに認識をいたしております。

町長の補佐役として、今まで以上に職員と一緒に、これらの難局を乗り切りたいというふうに考えておりますので、今まで以上に議員の皆様方のご指導、ご鞭撻、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

[継続審査の申し出]

○議長（本保証喜） 日程第22、閉会中の継続審査の申出を議題といたします。

議会運営委員長から議会運営に係る事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、委員の任期満了まで閉会中も継続審査とすることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（本保証喜） 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は終了いたしました。
会議を閉じます。

これをもって、平成15年第2回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

(13:20閉会)